

阿賀野市告示第133号

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月4日

阿賀野市長 田中清善

- | | |
|---------------|----------|
| 1 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 供用開始の期日 | 令和4年8月4日 |

別 紙

区域変更

区分	路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	
変 更	前 後	12019	大野土橋線	市野山 238 番	百津 109 番	776.3	7.1 ~ 10.2
				市野山 238 番	百津 109 番	785.3	7.1 ~ 16.0

供用開始

区分	路線 番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	
変 更	前 後	12019	大野土橋線	市野山 238 番	百津 109 番	776.3	7.1 ~ 10.2
				市野山 238 番	百津 109 番	785.3	7.1 ~ 16.0